

広島県訓令第7号

農 林 水 産 局

広島県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

広島県農業共済組合検査規程（平成二十一年広島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（検査の場所と方法）</p> <p>第五条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に係るのある場所（以下「事務所等」という。）において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取（以下「実地検査」という。）の方法により行う。ただし、これにより難い場合は、事務所等に臨検することなく、提出された資料を検証し、電話、電子メール等により行う、組合の役員及び職員と対面しない検査（以下「書面検査」という。）の方法又は実地検査と書面検査を組み合わせた方法により、検査を行うことができる。</p> <p>（検査員）</p> <p>第十条 検査は、知事が命令した職員（以下「検査員」という。）二人以上が一組になって行うものとする。ただし、検査の一つとして支所、出張所等の出先機関において単独で実地検査を行うことは、これを妨げない。</p> <p>2―6（略）</p> <p>（検査講評）</p> <p>第十六条 検査員は、検査を終了するに際して、理事又は監事及びその他の責任者に対し、検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事からそれについての意見等を聴取するようになければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（検査の場所と方法）</p> <p>第五条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に係るのある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取（第十条第一項において「現物の検査等」という。）の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき、検査を行うことができる。</p> <p>（検査員）</p> <p>第十条 検査は、知事が命令した職員（以下「検査員」という。）二人以上が一組になって行うものとする。ただし、検査の一つとして支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。</p> <p>2―6（略）</p> <p>（検査講評）</p> <p>第十六条 検査員は、検査を終了するに際して、理事又は監事及びその他の責任者に対し、口頭をもって検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事又は監事からそれについての意見等を聴取するようになければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。